

権利変換手続きが最終段階へ

～藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発組合 臨時総会～

要約すると

- 権利変換計画が変更され、権利関係が整理される
- 新しい駅前の顔となる再開発ビルが存在感を見せ始める

現在、本市初の「都市再開発法による市街地再開発事業」として再開発事業を実施している「藤枝駅前一丁目8街区市街地再開発組合」は、このほど市文化センターで臨時総会を開催し、権利変換計画について、当初の計画からの変更部分について審議し、決議しました。

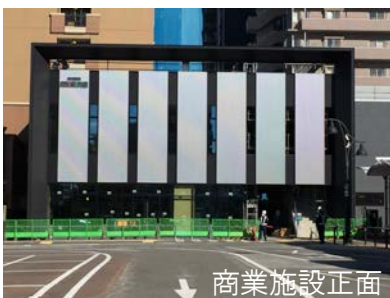
権利変換計画とは、現在施工中の第一種市街地再開発事業において、権利者の従前の権利を、新たに建設される建物に関する権利に変換することをいい、再開発事業の中核をなす手続きです。

今回の変更は、正式にマンション棟の住戸番号が振られることによるものや、設計等の精査により、都市再開発法第101条の登記に係る建物表題登記及び規約共用部分の登記に関わる部分について、配置設計図を変更する必要が生じたために行われたもので、これにより内容がほぼ確定しました。

また、総会では今後のスケジュールについて、来年の工事完了及び組合解散までの日程の目安を確認し、いよいよ再開発事業の完了が見えてきました。



臨時総会の様子



商業施設正面

なお、工事の進捗状況ですが、これまで工事現場のシンボリック存在であったマンション棟のタワークレーン1台が解体され、マンション棟の全貌が見えてきました。現在は、内装工事を行っており、下層階はすでに完成している状況です。また、高齢者施設等も着々と工事が進んでおり、駅前広場に面する商業施設棟においても、徐々に仮囲いが外されてきており、新しい駅前の顔となる再開発ビルが存在感を見せ始めています。